

令和 8 年度 不燃粗大ごみ処理業務委託公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務については、本市が収集する一般廃棄物（不燃粗大ごみ）の選別及び処理、処理後の廃棄物の運搬、保管等を行う業務であり、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、もしくは応募があっても「3 応募要件」を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、「3 応募要件」を満たすと認められる者がいる場合には、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務の概要

（1）業務名 令和 8 年度 不燃粗大ごみ処理業務委託

（2）業務内容 本業務の内容は次のとおりとする。

ア 貯留場に持ち込まれた不燃粗大ごみの運搬車両への積込を行う。また、土曜日・祝日における貯留場内での搬入物チェック並びに搬入車両の誘導、荷降ろし場所の指示等の業務

イ 貯留場から処理施設までの不燃粗大ごみの運搬業務

ウ 処理施設内での計量・破碎・選別（鉄類・残渣）検品（他都市粗大ごみ・計画収集ごみ）処理業務

エ 選別処理を行った鉄類の保管業務

オ 選別処理を行った残渣の運搬業務（市の施設（日明工場）まで）

カ “ウ “の作業等で誤って搬入された不適物の市指定場所までの運搬

（3）履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 応募要件

（1）基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 契約後、履行開始日（令和8年4月1日）から受付や運搬など、市民生活に影響を与えないよう不燃粗大ごみの処理を行う環境を整えていること。

イ 不燃粗大ごみの処理を最大 20t/1日の処理及び1週間分以上（20t×7日=140t）の保管ができる環境であること。

ウ 平日に粗大ごみの回収を行っている計画収集車が直接、契約方へ搬入を行った際に受入及び搬入物の検品、計量が可能な環境を整えていること。

エ 不燃粗大ごみ破碎後の回収した金属した金属を雨や風雨などの環境で価値を低下させずに保管できる環境であること。

オ 不燃粗大ごみを市民が自己搬入する日明工場不燃粗大仮置場にて、一般車の案内や、貯留を行う業務に支障が無いような人材を配置できること。また、重機及び大型トラックを運転できる資格取得者が配置できる環境であること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住 所 北九州市小倉北区城内1-1

担当課名 環境局循環社会推進部施設課

電話番号 TEL番号 093-582-2184 FAX番号 093-582-2196

(2) 説明書に対する質問受付及び回答（予定）

ア 受付期間

令和 7年12月 1日から令和 7年12月12日まで（閉庁日を除く。）
の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

（1）同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法（予定）

ア 提出期間

令和 7年12月 1日から令和 7年12月12日まで（閉庁日を除く。）
の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

（1）同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市環境局循環社会推進部施設課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

令和8年度 不燃粗大ごみ処理業務委託 特記仕様書

1 目的

この仕様書は、令和8年度 不燃粗大ごみ処理業務委託（以下、「本業務」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

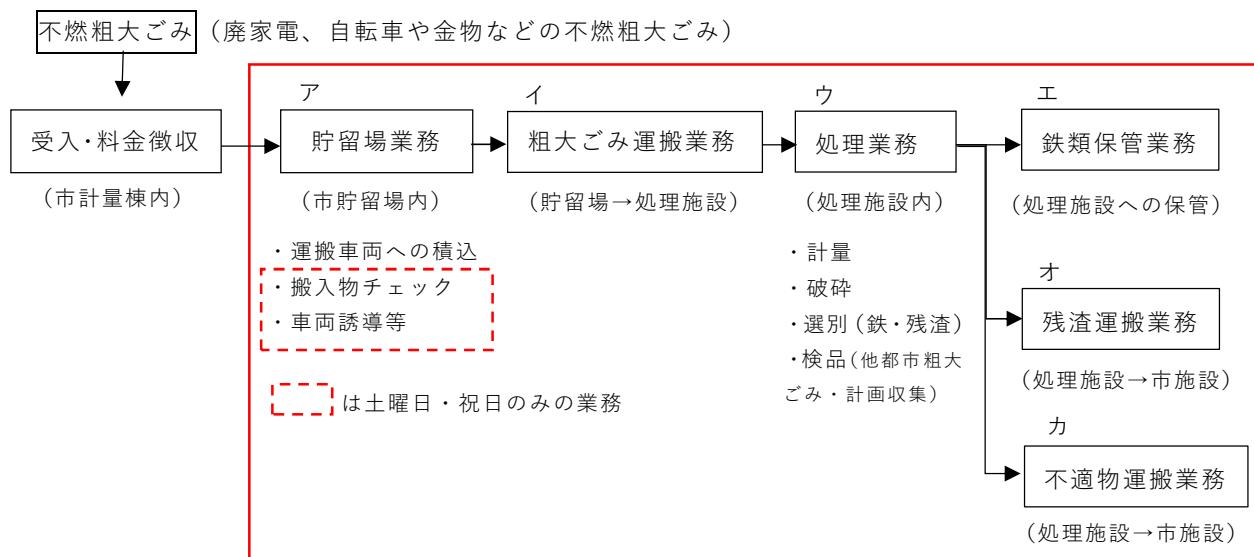
2 業務内容

1) 本業務の範囲

本業務の範囲は下図の囲み部分とする。

施設の場所等については別紙1のとおり。

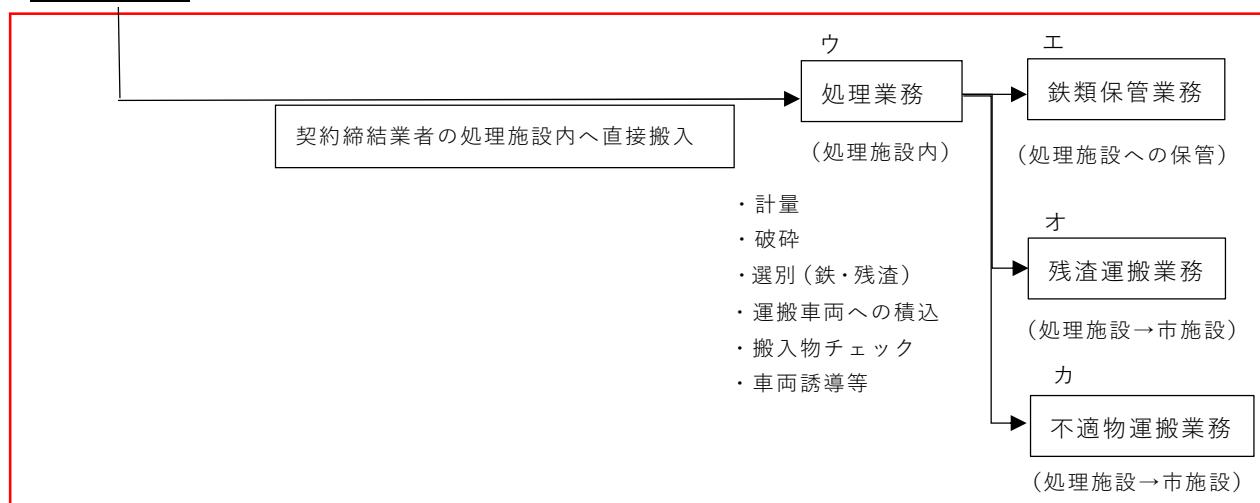
（市民が搬入する一般ごみの場合）



委託対象範囲

（計画収集や不燃粗大ごみの処理を契約している他都市ごみの場合）

不燃粗大ごみ (廃家電、自転車や金物などの不燃粗大ごみ)



委託対象範囲

2) 本業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。

- ア 貯留場に持ち込まれた不燃粗大ごみの運搬車両への積込を行う。また、土曜日・祝日における貯留場内での搬入物チェック並びに搬入車両の誘導、荷降ろし場所の指示等の業務を行う。
- イ 貯留場から処理施設までの不燃粗大ごみの運搬業務を行う。
- ウ 処理施設内での計量・破碎・選別（鉄類・残渣）検品（他都市粗大ごみ・計画収集ごみ）処理業務を行う。
- エ 選別処理を行った鉄類の保管業務を行う。
- オ 選別処理を行った残渣の運搬業務（市の施設（日明工場）まで）を行う。
- カ “ウ”の作業等で誤って搬入された不適物の市指定場所までの運搬

3) その他関連事項

業務委託に関する事項は次のとおりとする。

- ・処理施設に搬入されるごみは一般廃棄物であるため、処理施設内において当該一般廃棄物の仕分け（保管場所、処理工程、量の把握）が行える体制を確保すること。
- ・処理施設に搬入されたごみは全量処理すること。また、破碎後は鉄類及び残渣に区分し、全量市の指定する場所へ搬入すること。なお、破碎後の残渣の大きさは、市の施設（日明工場）の搬入規格によるものとする。

3 業務委託の条件

1) 本業務に関する期間

- ・準備期間：契約の日から令和8年3月31日まで。

※処理開始日までに必要な手続きを完了させること。

※業務の実施に必要な重機・運搬車両等の手配、民間処理施設内における整備を行うこと。

- ・履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

2) 市の施設（貯留場）の場所

北九州市小倉北区西港町96番地の2（東部浄化センター用地の一部使用）

3) 処理対象物

北九州市から及び不燃粗大ごみの処理契約を締結している他都市から発生する不燃粗大ごみ（家電製品や金属製品等の燃えないもの。）

対象品目の例は別紙2のとおり。

4) 市の施設（貯留場）への粗大ごみの搬入日及び時間

搬入日：平日・土曜日・日曜日以外の祝日

（1月1日から1月3までの間及び日明工場の搬入停止期間を除く。）

搬入時間：午前8時25分～午後5時

5) 市の施設（貯留場）内の業務可能時間

業務可能時間：原則、搬入日の午前6時から午後5時までとする。

（上記以外の時間については契約後の協議による）

6) 不燃粗大ごみの搬入予定量及び搬入予定車両台数

- ・搬入予定量：1日 15t～20t程度（年末年始、引越シーズン等は増加見込みあり）
- ・搬入予定車両台数：1日 100台程度（年末年始、引越シーズン等は増加見込みあり）

7) 貯留場の整備内容（別途、市が実施）

- ・貯留場面積：750 m²（幅約20m、奥行約37.5m）
- ・整備内容：外周フェンス及び簡易屋根、作業員控室（仮設ハウス）の設置等
レイアウト案は別紙3のとおり。

8) 残渣運搬及び鉄類運搬の業務時間及び方法

- ・残渣運搬は、日明工場の業務可能時間（時期により異なる）に実施し、入場に際しては市の指示に従うこと。
- ・鉄類運搬時間及び方法については、契約後の協議による。

9) 土曜日・祝日における貯留場内の業務内容

- ・荷降ろし前の搬入車両を一時停止させ、処理対象物と不適物等の確認を行う。処理対象物の荷降ろし場所の指示・誘導を行い、搬入者及び場内の他者の安全を確保する。不適物等については持ち込み先の案内等を行う。

4 業務報告等

月ごとの処理量、鉄類返却量、残渣排出量の実施状況について報告書を作成し市に報告すること。

その他、業務に必要な事項について書面にて提出し、事前に市の確認を受けること。

5 安全作業の徹底

1) 法令の遵守

本業務を実施するにあたり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の関係法令を遵守し、常に事故の未然防止を心がけ安全作業に努めること。

2) 事故発生時の措置

事故又は火災等が発生した場合は、応急処置、消防・警察への連絡等人命の安全を最重要視した措置を講じるとともに、直ちに市に報告すること。

6 その他

- ・本業務の実施に際し、荒天、風雪等の災害その他の臨時的な事由により、市から特別な指示がある場合にはこれに応じること。
- ・本業務の実施に際し、不明なことが生じた場合は市に連絡し協議すること。
- ・この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

業務範囲図



対象品目（例）

品名	
〔家具〕	〔小型電子機器〕
ソファー	(パソコン及び周辺機器)
ストーブ	パソコン
自転車	液晶モニター
椅子	ハードディスク
ベッド	プリンター
マットレス（スプリング有）	などのパソコン周辺機器
健康器具	ワープロ
ガスレンジ	家庭用卓上コピー機
サッシ	電話機
浴槽	FAX
その他	※パソコン用ブラウン管モニター及び 家電製品のテレビは除外品目
〔家電〕	(映像関係機器)
こたつ	ビデオデッキ
扇風機	プレーヤー（LD、DVD）
掃除機	チューナー
照明器具	カーナビ
※炊飯器	(音響機器)
乾燥機	ラジカセ
ミシン	アンプ
スピーカー	ステレオセット
湯沸し器	レコーダー（カセット式、MD）
※木枠ステレオ	カセットデッキ
※木製スピーカー	レコードプレーヤー
※電磁調理器	カーボンポ
※ホームベーカリー	CDチェンジャー
※ホットプレート	チューナー
※オーブントースター	(電気調理機器)
※トースター	電子レンジ
※電気釜	オープン
その他	オープンレンジ
※は小型電子機器以外の家電製品	

